

関税暫定措置法施行規則の一部を改正する省令 参照条文目次

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄） ..... 1

○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百六十三号）による改正後）（抄） ..... 1

◎ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）

第七条の八 修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができると定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示等をする数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々月の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一～三 （省 略）

2～5 （省 略）

◎ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百六十三号）による改正後）（抄）

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品）

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、同表の四の項から十四の項まで、四十の項、四十七の項及び五十四の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の（一）及び第〇二〇六・四九号の二の（二）に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下同じ。）以上のものに限るものとする。

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
三十一～一	(省略)	(省略)
三十二	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの
三十三	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品（少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものにあつては、同号の二の(二)に掲げるものうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメラランチ、ライトレッドメラランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリスサンドルパラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。）並びに関税率表第四四一二・三三三号、第四四一二・三四号及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの
三十四	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの
三十五～五十九	(省略)	(省略)